

施策調査専門委員会の検討状況について

【第52回施策調査専門委員会（R2.9.8）】

- ＜議題＞
- 1 第4期における経済評価の実施について
 - 2 令和元年度モニタリング調査結果作成について
 - 3 特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について

＜主な意見等（要旨）＞

【議題1】第4期における経済評価の実施について

- 第2期（平成26年度）実施内容の確認を行い、第4期の経済評価実施に向けた議論を行うために意見交換を行った。

【議題2】令和元年度モニタリング調査結果作成について

- 森林関係のモニタリング調査について森林再生課、水源環境保全課、自然環境保全センターから、河川のモニタリング調査については環境科学センターから令和元年度の実施内容を報告した。
- 新しい分野の調査では、現在は試行的に実施している調査もあり、整理しきれないようなところもあるが、今後は最終的にどういう評価につながるのかということも整理をしていくとよいのではないか。

【議題3】特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について

- 前年度の評価に対応して改善したところを書いているが、例えば第2期終了時（平成28年度実績版）のその事業の評価や指摘に対してどのように実施してきたかという視点でも点検をしたらどうか。
- 台風第19号については降雨の状況、被害状況を点検結果報告書内に1か所にまとめた記述が入っていると読む方としてもわかりやすいのではないか。

【 第53回施策調査専門委員会（R2.11.9）】

- ＜議題＞
- 1 第4期における経済評価の実施について
 - 2 特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について
 - 3 森林環境譲与税の使途の公表について（森林再生課）

＜主な意見（要旨）＞

【 議題1 】 第4期における経済評価の実施について

（1）経済評価の進め方について

- 第4期5か年計画1年目の令和4年度に実施するため、令和3年度8月頃に予算要求を行うことから、それまでに実施の方針等を議論し、決定していく。

（2）実施目的や手法について

- （目的）かながわ水源環境保全・再生施策大綱に基づき実施した事業を総合的に評価する視点のひとつとして経済評価を実施する。第4期に行う経済評価は、施策大綱期間満了における施策の成果・課題等を確認してとりまとめる総合的な評価（最終評価）の経済的な側面の評価として活用する。
- 施策大綱事業全般を評価対象とする。水源環境保全・再生かながわ県民会議は水源環境保全税を財源に行う施策に県民意見を反映させるために設置されている組織ではあるが、最終評価に向けた経済評価においては、その対象は特別対策事業に限定されるものではなく、施策大綱事業全般の評価をするということになると考えられる。しかし、評価結果の分析時などには、特別対策事業の効果が分かる形でも成果を出せるように検討していく。また、前回実施時（平成26年度）とは環境に対する意識や国の施策が変わってきていると考えられるため、施策大綱に書かれている水源環境保全としての直接的な位置づけだけではなく副次的な効果についても測定できないか今後検討していきたい。
- 評価手法は仮想的市場評価法（CVM）が実施しやすいと現時点では考えられるが、評価対象により手法を分けるなどほかの手法についても実施可能性を検討していく。

【 議題2 】 特別対策事業の点検結果報告書（令和元年度実績版）について

（1）報告書全般について

- 第3期5か年計画で設定している計画数量に対し、令和元年度は3年目ということで進捗率は60%程度であると順調に進んでいると思われる。60%よりも大きく進捗率を下げている事業については事業総括にその理由を記載するようにする。
- 11番事業の総括について、もう少し具体的に令和元年度に議論した内容も盛り込むようにできるとよいのではないかと。

（2）台風第19号の被害の記載について

- 補足的な内容ではあるものの、事務局案にある「IV あとがき」の最後ではなく、「I はじめに」の最後に3として位置付けてはどうか。
- 表の説明を入れるとわかりやすくなるのではないかと。

【 議題 3 】 森林環境譲与税の使途の公表について（森林再生課）

- 標例としている二酸化炭素固定量の表し方（「普通の家庭が1年間に排出する二酸化炭素排出量（6.5トン/年）51軒分に相当」という表記の仕方や単位など）にはわかりやすく、イメージが湧くようなものになるよう工夫が必要ではないか。
- 今後の課題ではあるが、県内の生物多様性保全に関するガイドラインと整合するようなもので横浜市や川崎市などの都市部の森林づくりについてのガイドラインのようなものがあるとういのではないか。
- 水源環境保全税のより良い使い方を考えるうえでは、森林環境譲与税の動向についての共有は欠かせないと考えられるため、これからも確認はしていきたいと考える。